

返戻金制度に関する事項

当事業所は、返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に手数料の一部を払い戻す制度）を設けております。

求人者が採用した人材が、自己の意思により、または就業規則違反等の自己の責に帰すべき事由により短期退職した場合には、求人者から支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を求人者に払い戻すこととします。

1 カ月未満で退職した場合70%に相当する額

3 カ月未満で退職した場合30%に相当する額

求人者が採用した人材が、専ら求人者の都合により短期退職することとなった場合には、紹介手数料の返戻は行わないものとします。

また、返戻金制度は契約書により別の定めをする場合があります。

令和4年3月1日

事業所名 株式会社セーフティ